

○飯塚市介護基盤緊急整備等補助金交付要綱

平成24年12月26日  
飯塚市告示第451号

(趣旨)

第1条 飯塚市介護基盤緊急整備等補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡県が定める福岡県介護基盤緊急整備補助金交付要綱及び福岡県介護施設開設準備等特別対策事業費補助金交付要綱(以下「福岡県要綱等」という。)並びに飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)、飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例(平成18年飯塚市条例第114号)及び同条例施行規則(平成18年飯塚市規則第216号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。  
(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象となる事業及び経費は、福岡県要綱等に定める補助金の交付対象として採択された事業及び経費とする。  
(交付の要件等)

第3条 市長は、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)及び同法施行規則(平成元年厚生省令第34号)の規定に基づく市町村整備計画等を策定し、県に対して福岡県要綱等に規定する施設等の整備事業等に係る介護基盤緊急整備補助金及び介護施設開設準備等特別対策事業費補助金の交付申請を行うものとし、交付決定があった場合に限り、補助金の交付を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
  - イ 暴力団員が実質的に運営している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、福岡県要綱等別表に掲げる基準により、予算の範囲内におい

て交付するものとする。

(補助金の申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 施設整備等申請額算出内訳書
- (4) 誓約書(ただし、市長が特に認めた場合についてはこの限りでない。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、着工後7日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、施設開設準備経費助成特別対策事業については、施設開設準備経費実支出額の内訳を毎月初めに報告するものとする。

- (1) 施設整備工事(事業)着手届出書
  - (2) 工事等着手報告書又は、事業(設備整備)着手報告書
- (交付の条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、福岡県要綱等の例による。

(変更申請等)

第7条 第5条第2項の規定による決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長と協議の上、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金変更(中止・廃止)申請書
- (2) 事業変更計画書
- (3) 施設整備等変更申請額算出内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、補助金変更(中止・廃止)決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が介護保険事業者等の指定を受けられる見込みが無くなったとき、又はその指定を取り消されたときは、交付決定の取消しを行うものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日(補助事業が複数年度にわたる場合にあっては、補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日)までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金事業実績報告書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 施設整備等確定額算出内訳書
- (4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。